

【 公定価格について① 】

1. 年齢別配置基準の配置数の算定方法の見直しについて

〔例〕・利用定員に基づく配置数が8人で、利用実員に基づく配置数が10人の場合

令和4年度まで：10人配置 → 令和5年度から：10人配置（変更無）

・利用定員に基づく配置数が10人で、利用実員に基づく配置数が8人の場合

令和4年度まで：10人配置 → 令和5年度から：8人配置（変更有）

※見直しは、年齢別配置基準の配置数に関するものであり、国が定める公定価格及び市加算運営費の算出への影響はなく、見直しに伴う支給額の減額はありません。

※利用定員を下回る児童数を受入上限として運営することを許容するものではありませんので、利用定員を満たすように児童の募集を行うとともに、年度中に児童数が増加した場合は、必ず条例及び要綱を遵守した職員体制を確保してください。

【 公定価格について② 】

2. 看護師及び准看護師の特例配置について

<変更点> 乳児の在籍人数(4人以上入所)の要件廃止

⇒令和5年度からは全ての保育所で看護師及び准看護師を1人まで保育士とみなすことができる。

⇒ただし、乳児の在籍数が4人未満の保育所については、以下の要件が必要

- ・当該看護師・准看護師が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられる体制を確保すること。
- ・子育てに関する知識と経験を有する(※)看護師・准看護師を配置すること。

※「子育てに関する知識と経験を有する」とは、以下の2つのうちいずれかの場合

- ・保育所等での勤務経験年数が3年以上であること。
- ・子育て支援員研修等を修了していること。

## 【 公定価格について③ 】

## 3. 公定価格にて変更が見込まれる加算について【子ども・子育て会議(第64回)資料抜粋】

## 1 チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

※これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

## 2 処遇改善等加算Ⅲの加算額の算定方法の見直し

加算額の算定の基礎となる職員数について、現在は、令和4年9月までの補助事業と同様に各種加算等の平均取得率により一律に算定しているが、令和5年度以降については、他の処遇改善の仕組みと同様に、各施設等における加算等の取得状況に応じて職員数を算定する仕組みとする。

## 3 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

## 4 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

## 5 定員を超過している場合の減算調整の対応

一定期間定員を超過している場合に適用する公定価格の減算について、現在は定員超過の程度に関わらず一律の調整率を適用しているが、令和5年度以降については定員超過の程度に応じて調整率を設定する。

## 6 公定価格の適切な算定に向けた取組

公定価格の適切な算定のため、配置される職員数を正確に把握することができるよう、職員の専任・兼務の状況の提出を求めることとする。

※ 国から単価や要件等の詳細が示されましたら、川崎市から改めてご案内いたします。

## 【市加算運営費について】

### 1. 衛生管理加算の新設について

施設での使用済み紙おむつの処分の徹底と、保護者の持ち帰りの負担や実費負担をなくすこと等を目的に、保育所等における使用済み紙おむつの処分費用として加算を新設いたしました。※詳細は資料1-5参照

加算対象：当月初日の0～2歳児クラスの利用児童数(市内在住の子ども)

加算単価：254円

### 2. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

・週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、障害児保育費、市休日保育加算

※変更後の単価は、参考資料1-11参照